



鳥取県公報

平成 24 年 11 月 6 日 (火)
第 8 4 4 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (742) (水・大気環境課) 2
	肥料の登録の失効 (743) (くらしの安心推進課) 2
	保安林の指定の解除予定 (744) (森林・林業総室) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (745) (東部総合事務所福祉保健局) 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (746) (〃) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (747) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (748) (〃) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (749) (〃) 4
◇ 教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定 (21) (文化財課) 4
	鳥取県指定保護文化財の指定の解除 (22) (〃) 5
	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択 (23) (〃) 5
◇ 公 告	土地収用法による審理の開始 (2件) (技術企画課) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (危機対策・情報課) 6
	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) 9

告 示

鳥取県告示第742号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
北栄町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北条都市計画下水道事業 北栄町特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間
平成16年2月24日から平成31年3月31日まで
(変更前 平成16年2月24日から平成25年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第743号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条本文の規定に基づき、次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成24年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	失効年月日
鳥取県 第543号	魚廃物加工 肥料	フィッシュ ソリュブル 吸着肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.0	公定規 格のと おり	有限会社錦海化成 境港市昭和町7-3	平成24年10月 17日
鳥取県 第544号	混合有機質 肥料	EMスーパ ーアグリ2	窒素全量 4.0 りん酸全量 4.5 加里全量 1.5	公定規 格のと おり	農事組合法人米子葉たば こ堆肥生産組合 米子市岡成585-1	平成22年4月 1日

鳥取県告示第744号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山次一東平1145の33
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第745号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月6日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
岩美町	岩美町訪問看護ステーション	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	平成24年11月1日	介護予防訪問入浴介護

鳥取県告示第746号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年11月6日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人カナリヤホーム	鳥取市国府町新通り二丁目293	特定非営利活動法人カナリヤホーム	鳥取市国府町新通り二丁目293	就労継続支援B型	平成24年10月26日

鳥取県告示第747号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社米子テクノサービス	訪問介護事業所境港すずかけの樹	境港市清水町761-1	平成24年11月1日	訪問介護

鳥取県告示第748号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社米子テクノサービス	居宅介護支援事業所境港すずかけの樹	境港市清水町761-1	平成24年11月1日

鳥取県告示第749号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社米子テクノサービス	訪問介護事業所境港すずかけの樹	境港市清水町761-1	平成24年11月1日	介護予防訪問介護

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第21号**

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年11月6日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

彫刻の部

名称	員数	所在の場所
石造大日如来坐像	1 軀	倉吉市桜354 大日寺

鳥取県教育委員会告示第22号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定を解除するので、同条第2項の規定において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成24年11月6日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

彫刻の部

名称	員数	所在の場所
木造蔵王権現立像	1 躯	東伯郡三朝町大字三徳1013 正善院

鳥取県教育委員会告示第23号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択をしたので、告示する。

平成24年11月6日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

風俗慣習の部

名称	所在の場所
花籠祭	鳥取市、智頭町及び八頭町

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成24年11月6日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 期日
平成24年11月14日（水）午前10時
- 2 場所
鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎9階 第20会議室
- 3 件名
二級河川塩見川水系塩見川広域河川改修工事（鳥取県鳥取市福部町細川地内から同市福部町海土地内まで）
並びにこれに伴う国道、県道及び市道の付替工事（同河川の左岸に係るもの）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成24年11月6日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 期日
平成24年11月14日（水）午前11時
- 2 場所
鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎9階 第20会議室
- 3 件名
二級河川塩見川水系塩見川広域河川改修工事（鳥取県鳥取市福部町細川地内から同市福部町海土地内まで）並びにこれに伴う国道、県道及び市道の付替工事（同河川の右岸に係るもの）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 調達案件の名称及び数量
鳥取県原子力防災ネットワークシステム再構築に係る機器賃貸借 一式
 - (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
 - (3) 業務の期間
 - ア 物品の納入期限 平成25年3月25日
 - イ 賃貸借期間及び保守期間 平成25年3月26日から平成29年10月31日まで
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 入札方法等
本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る全ての費用の総額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。
なお、契約に当たっては、電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する額を入力し、又は記載すること。
- 2 入札参加資格
本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、単独企業にあっては(1)、共同企業体にあっては(2)に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 単独企業に関する資格及び条件
 - ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が次の(ア)から(ウ)までの全てに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年11月16日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 事務用機器の電気通信機器類

ウ 平成24年11月6日（火）から同年12月25日（火）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 平成24年11月6日（火）から同年12月25日（火）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

カ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のア、ウ、エ及びカの要件を全て満たしていること。

イ 各構成員は、競争入札参加資格を有するとともに、次の(ア)から(ウ)までの資格区分の全てについて、構成員の1以上の者が登録されていること。

なお、本件入札に参加を希望する共同企業体であつて当該資格区分に登録された構成員のいないものは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年11月16日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 事務用機器の電気通信機器類

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局危機対策・情報課原子力安全対策室

電話 0857-26-7873又は7854

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成24年11月6日（火）から同月30日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成24年11月6日（火）から同月29日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月30日（金）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成24年12月17日（月）午前11時から同月25日（火）正午（午後6時から翌午前8時30分までの間及び休日等を除く。）まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月21日（金）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成24年12月25日（火）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成24年11月30日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規

則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とすることがあるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5 の (3) の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した業務に係る国の交付金（原子力発電施設等安全対策交付金）の交付の決定がなされなかったときは、開札を行わない。

8 Summary

(1) Atomic energy disaster prevention network system rebuilding and maintenance duties

(2) November 30, 2012 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 25, 2012 noon : Time-limit for submission of tenders

(December 21, 2012 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Information Policy Division of Planning Tottori Prefectural Government 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7873, 7854

E-mail : kikitaisaku-jouhou@pref.tottori.jp

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1

項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年11月6日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 平 野 公 二

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県海洋練習船「若鳥丸」定期検査に係る整備及び修繕 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

平成24年12月27日から平成25年2月20日まで

(4) 履行場所

落札者が所有し、又は借り受けているドライドック（乾船渠）

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が車輛・船舶及び航空類の船舶部品及び修理に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年11月16日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成24年11月6日（火）から同年12月17日（月）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出版第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 造船法（昭和25年法律第129号）第2条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けている者であること。

(5) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項第1号の定期検査の確実な受検の体制が整備されている者であること。

(6) 平成9年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数500トン以上の船舶を対象としたこの公告に示した業務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町925

鳥取県立境港総合技術高等学校

電話 0859-45-0411

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

ア 交付期間及び交付時間

平成24年11月6日（火）から同月16日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月19日（月）の午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成24年12月10日（月）午後1時30分

鳥取県立境港総合技術高等学校

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年12月17日（月）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月14日（金）午後5時までとする。）

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成24年11月26日（月）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and repair periodic inspection of the training vessel Wakatori maru 1 set

(2) Time—limit for submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM. 26, November, 2012

(3) Time—limit for submission of tenders : 1 : 30 PM. 17, December, 2012

Time—limit for submission of tenders by registered mail : 5 : 00 PM. 14, December, 2012

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Sakaiminato Comprehensive Technichal High School 925 Takenouchi—cho Sakaiminato—shi 684—0043 Japan TEL : 0859—45—0411